

信濃川水系北信圏域河川整備計画(原案)に対して住民からいただいた意見

番号	住民の皆様からいただいた意見	県の考え方
1	「第2章第3節洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に関して、整備目標流量が、国管理区間で8,300m ³ /sとされているが、長野県管理区間では、現行の7,500m ³ /sを7,900m ³ /sに引き上げるとされており、国管理区間の整備目標流量を下回っている。これは、上今井、蓮などの上流域での遊水地の整備効果を考慮しているのではないかと思われるが、県管理区間の新しい目標流量を設定した根拠を示していただきたい。また、県管理区間の直上流の国管理区間で現在施工中の静間地区及び常郷地区の築堤護岸工事での整備目標流量を教えてください。	大臣管理区間の河川整備計画で目標としている洪水規模(立ヶ花地点で8,300m ³ /s)に対して、上今井遊水地、蓮遊水地での洪水調節を考慮して長野県管理区間の目標流量を設定しています。 なお、大臣管理区間への意見につきましては、国へ伝えます。
2	「第3章第1節第2項河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川の工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に関して、 ①表-5整備実施個所にて、飯山市照岡～馬場地先では、現行7,500m ³ /sの整備計画が完了すれば変更後の整備計画流量にも対応でき、新たな工事は実施しないとの内容であると理解しましたが、計画流量の計算水位と計画高水位に関するデータを明示するなどその根拠を明らかにしてほしい。また、栄村2地区の河道掘削が新たに必要となった理由も教えてください。 ②表-5に整備済みの2か所(野沢温泉村東大滝・飯山市下境)も記載しておいた方が下図の写真との整合がとれると思う。 ③異常気象に対応し、治水安全度を更に高めるため、表-5の整備実施個所に飯山市照岡地先の河道掘削及び堆積土の除去並びに河道内外の立木の伐採を追加してほしい。	①令和元年東日本台風を対象に解析した結果、計画高水位は附図-9のとおりです。この結果をもとに、栄村の2地区を追加で整備することになりました。 ②表に対応する下図の写真へと変更します。 ③表-5へは洪水を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道掘削を位置付けています。堆積土の除去および立木の伐採については「第3章第2節第2項(1)河道の維持管理」に記載のとおり、適切な維持管理を行います。
3	支川の河川整備計画について、変更原案には、第1回変更で追加された皿川以外の支川の整備計画は策定されていないように見受けられるが、氾濫すると重大な被害が生じる恐れのある支川についても、速やかに河川整備計画を策定していただきたい。なお、第1回変更の際、学識経験者から「飯山地域において、皿川と似たような地形特性や河道条件を有する河川では同様な被害が発生する恐れがある。総点検を実施して事前予防を図ることが望ましい」旨指摘されていることから支川の河川整備計画の策定は急務と思われる。	河川の整備については、上下流を含めた流域全体で治水安全度を高めていく必要があると考えております。今回の変更では令和元年東日本台風被害に対して優先して整備する箇所を実施しており、北信地域の各支川については、今後、必要に応じて検討し、流域全体で治水安全度を高めていきたいと考えております。
4	次に附図-9の整備目標流量が増えても計画高水位が不変となっておりますがその理由を教えてください。	河道掘削や遊水地等により洪水時の水位を下げることで目標流量を計画高水位以下で安全に流下させる計画としています。
5	桑名川4号樋門から上流の堤防天端幅について、法令上の基準の6mを満たしておりません。その理由を計画高水位、計画堤防高及び現況堤防高などのデータを示して教えてください。	堤防評価高(堤防として必要な高さ)での天端幅は所定の基準を満足しています。